相生町町内会 慶弔規定

第1条（金額）

1. 町内会会員とその同居の家族（以下：会員と表記）の慶弔見舞金を下記表に定めるものとする。

目 的	対 象	金 額	備 考
祝い金	会員で満88歳を迎えた方	¥5,000	又は祝い品
功労金	役員期間が連続して4年以上～10年未満で退任した時	¥10,000	
	役員期間が連続して10年以上で退任した時	¥20,000	
誕生祝い	会員に子供が誕生した時	¥5,000	子供1人あたり
香料	会員が死亡した時	¥5,000	弔旗と共に
	（通夜・告別式への出席した代表者手当）	¥1,000	
	役員が任期中に死亡した場合	¥30,000	弔旗と共に
見舞金	役員が病気で1週間以上の入院の際	¥5,000	
	会員が火災にあった時	¥10,000	1軒あたり
その他	その他必要のある場合	役員会で協議	

第2条（申請）

慶弔について、本人または会員より最寄りの役員を通じて、町内会会長に申請するものとする。

ただし原則として慶弔事より1年以内に申請された場合とする。

第3条（変更）

この規定は、役員会で出席者の過半数の決議により改廃することができる。

本規定は、令和7年4月1日より実施する。

相生町町内会会則

第 1 条（名　称）

本会は、相生町町内会と称する。

第 2 条（会　員）

本会は、相生町並びに天文町の一部（旧相生町）に居住する住民並びに同居する家族及び店舗又は事務所・事業所の代表者をもって組織する。

第 3 条（事務所）

本会の事務所は会長宅、若しくは会計責任者（主担当）宅に置く。

第 4 条（目　的）

本会は、会員相互の親睦と繁栄を図り、町内の福祉の増進に寄与し、町内に発生する諸問題に対して善処することを目的とする。

第 5 条（事　業）

本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

1、会員相互の親睦を図るための事業。
2、町内の福祉増進と発展向上に努める。
3、各隣保間の連絡提携。
4、町内に発生する諸問題の解決。
5、各部会との連携と援助。
6、自主防犯及び自主防災に関すること。
7、市及び各町並びに諸団体との協力の推進。
8、その他、本会に必要と認めたこと。

第 6 条（部　会）

前条の目的を達成するための部会を設けるとともに、責任者を選任し、役員会にて協議のうえ新規の設立、廃部、並びに名称変更等決定することができることとする。

また、部会の責任者は兼務もできることとする。

第 7 条（役　員）

本会に次の役員を置く。

会　長　　1 名　本会の会務を総括し、本会を代表する。
副会長　若干名　会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。
理　事　若干名　本会の運営を審議し事務執行を補佐し地区代表者としての任務を行う。
会　計　　2 名　本会の会計事務を担当し、本会の財政を管理する。
監　査　　2 名　本会の会計を監査する。

上記の他、町内会所属の各部会の代表者も役員に加える。

なお、会長・副会長は理事を兼ねることも出来る。

第 8 条（役員の選出）

本会の役員の選出は次の通り行う。

1、会長・副会長は役員会で選出し、総会で報告を行う。
2、理事は会長が委嘱する。
3、会計・監査は役員会で協議し、会長が委嘱する。

第　９　条（役員の任期）
　　役員の任期は２年を原則とする。ただし、再選を防げない。
　　役員に欠員を生じて補充した時は、前任者の残り期間の任務を行うものとする。
第１０条（専門部会）
　　本会の目的達成のために専門部会を設置することができる。専門部会の設置また廃止及び役職者の充当については、いずれも役員会において協議の上、決定するものとする。
第１１条（会　議）
　　本会の会議は次の通りとする。
　　１、総会・役員会とする。
　　ただし、必要に応じて他の団体との合同会議を開くことが出来る。
　　２、会議は会長が招集する。
第１２条（総　会）
　　総会は通常総会と臨時総会とする。
　　１、通常総会は原則として毎年１回５月に開催し、次の事項を協議する。
　　（１）決算並びに予算の報告。
　　（２）事業報告と計画。
　　（３）会則の改廃。
　　（４）その他、本会運営上必要な事項。
　　２、臨時総会は本会の要求により、役員会で必要と認めた時や、緊急重要事項を審議・決定するために臨時に開くものとする。
　　３、議案は総会出席者の３分の２以上の賛成により採択される。
第１３条（役員会）
　　役員会は前記第７条に定める役員をもって構成し、毎月１回定例的に開くことを原則とし、次の事項を協議する。
　　１、総会に報告する議案。
　　２、本会の運営と事業実施に必要と認める事項。
　　３、その他、連絡・報告事項等。
　　役員会は必要に応じて役員外の者や指導助言者を参加させることが出来る。
第１４条（会　計）
　　１、会員は会費を納入しなければならない。
　　２、本会の経費は、町内会費及びその他の収入金をもってこれにあてる。
　　また、寄付として受け取ることが出来る。
　　３、会計年度は４月１日より翌年３月３１日までとする。
　　４、町内会費は１世帯当たり月額２５０円とし原則１年間分をまとめて会費を納入する。
　　ただし、年度途中の入会世帯については、入会月より発生するものとする。
　　５、集合住宅等に入居する会員は、別途協議することができることとする。
　　６、当年度会費納入期限は、毎年５月末日とする。会費の納入方法は別途定めるものとする。
　　７、会員の申し出により正当な理由（転出等）がある場合は、月割で会費を返却することが出来る。
第１５条（退　会）
　　会員が次のいずれかに該当する場合は、本会を退会する。
　　１、本規約の第２条で定める規約を有しなくなった場合。
　　２、本人により、退会の申し出があった場合。
　　３、会員等としての著しい義務違反等があった場合は、その事実を前記第１３条に定める役員会によって協議し会員を退会とすることができる。
第１６条（会則の変更）
　　この会則を変更するときは，総会において出席した会員の３分の２以上の同意を得ることとする。
第１７条（慶　弔）
　　慶弔及びその出費については、別途定める慶弔規定によるものとする。
第１８条（付　則）
　　１、本会則は、昭和５７年５月１日実施の相生町町内会会則を一部改訂したものであり、令和７年４月１日より実施する。

以上